

1. 畑地化促進事業

新

(補正額)125,210千円
(所管課)農業政策課

○水田の畑地化に伴う土地改良区への協力金等の支援に要する経費

現状・課題

○主食用米の需要が減少する中で、海外依存度が高い小麦、大豆、飼料作物等の国内生産拡大の取組が必要であり、水田を畑地化して畑作物の本作化・定着を図る畑地化促進事業が国により新設された。

○土地改良区内の農地において農業者が水田の畑地化に取り組む場合、その農地が土地改良区から除外される等により土地改良区への畑地化協力金(※1)及び地区除外決済金(※2)の費用負担が生じることから、畑地利用への円滑な移行を促すため当該負担に対する支援が必要。

※1:畑地化による用水等の利用量の減少に伴い、地区除外決済金と同じ趣旨で当該減少分を協力金として徴収するもの。

※2:土地改良区から除外する際に、将来にわたり納付が予定されていた賦課金に基づき算定された金額を徴収し、維持管理費等に充てるもの。

事業概要

○事業費:125,210千円

○事業内容

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化に伴う土地改良区への協力金及び地区除外決済金の費用負担を支援する。

≪積算内訳≫

・畑地化協力金: 124,776千円

熊本地域農業再生協議会(287件、18,478a、10aあたり4.5万円又は7万円)

・地区除外決済金: 434千円

城南・富合地域農業再生協議会(2件、28.9a、10aあたり15万円)

イメージ図

